

やすがわ下流だより

〒520-2423 滋賀県野洲市西河原2丁目2366番地2
☎ 077-589-8222 FAX 077-589-8223 E-mail:y-karyu@yasukaryu.com

2026 第36号

令和8年7月1日発行
編集発行

野洲川下流土地改良区

組合員数 4,166名
受益面積 2,838ha
(令和8年3月31日現在)

ホームページ <http://yasukaryu.com>

節水の取り組み強化(節水パトロール等)を 用水管理運営委員会でお願ひしました。



(守山地区)



(野洲地区)

近年の電気代高騰により土地改良区の運営においても多大な影響が出ております。
特に穂が出る7月下旬から8月中旬の間を重点期間として、用水が十分に行き届いている田については節水のお願いをしました。
組合員の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

【目次】

- 第57回通常総代会の開催 …… P2～3
- 令和6年度一般会計、特別会計決算の状況について …… P4～6
- 令和6年度事業完了について …… P7
- 令和8年度事業計画について …… P8
- 令和8年度一般会計収支予算の概要 …… P9
- 令和8年度組合費の賦課基準と納期について …… P10
- お知らせ …… P11～13

第57回 通常総代会について

令和8年3月11日(水)午前9時30分から当土地改良区事務所に於いて、通常総代会(議長 本城康吉総代 守山市立田町)が開催(出席率92.1%)され、次の議案が審議され原案通り可決されました。

総代76名(当日出席者53名・書面による出席者17名 計70名出席)

【総代会提出議案】

- 議第1号 令和7年度 事業変更計画の承認について
- 議第2号 令和7年度 一般会計収支第3回補正予算の理事会専決処分の承認について
- 議第3号 令和7年度 一般会計収支第4回補正予算の議決について
- 議第4号 令和7年度 特別会計基幹施設維持管理費積立金収支第2回補正予算の議決について
- 議第5号 令和7年度 組合費賦課徴収の承認について
- 議第6号 野洲川下流土地改良区定款の一部を改正することの議決について
- 議第7号 (定款附属書) 野洲川下流土地改良区役員選任規程の一部を改正することの議決について
- 議第8号 (定款附属書) 野洲川下流土地改良区総代選挙規程の一部を改正することの議決について
- 議第9号 野洲川下流土地改良区規約の一部を改正することの議決について
- 議第10号 野洲川下流土地改良区地区除外等処理規程の一部を改正することの議決について
- 議第11号 野洲川下流土地改良区会計細則の一部を改正することの議決について
- 議第12号 令和8年度 事業計画の議決について
- 議第13号 令和8年度 一般会計収支予算の議決について
- 議第14号 令和8年度 特別会計職員退職給与基金積立金収支予算の議決について
- 議第15号 令和8年度 特別会計農地転用決済金収支予算の議決について
- 議第16号 令和8年度 特別会計基幹施設維持管理費積立金収支予算の議決について
- 議第17号 令和8年度 特別会計基本財産積立金収支予算の議決について
- 議第18号 令和8年度 特別会計は場整備維持管理費積立金収支予算の議決について
- 議第19号 令和8年度 組合費賦課徴収の議決について
- 議第20号 令和8年度 特別会計農地転用決済金の一時借入の議決について
- 議第21号 令和8年度 歳計現金預入先の議決について



事務所2階 会議室にて



議長 本城 康吉 総代

第57回 通常総代会 理事長挨拶



野洲川下流土地改良区

理事長 安田 健一

皆さん、おはようございます。只今報告がありましたが、重要議決に必要な定足数に達しましたので、総代会の開会をいたします。

三寒四温と申しますか、昨日は大変寒い日でございます。本日は暖かい日でございます。皆様におかれましては、ご健勝でお過ごしただいておられる事と心からお喜び申し上げます。

15年前の本日3月11日、東日本では大変大きな震災が起こりました。あの痛ましいテレビ映像では現実に起こったのかと思われる大惨事でございます。二度と起こってほしくないと思われるものでした。そうした中でありまして、本日は第57回通常総代会ということで、年度末それぞれご予約のある中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また併せて公務大変ご多用の中、滋賀県大津・南部農業農村振興事業所畑中所長様はじめ関係職員の皆様方、ご臨席を賜りました事を改めてお礼申し上げます、ありがとうございます。

さて、管内の農業水利施設の多くは造成されて50年が経過し、事故のリスクが高まっている基幹施設もございますが、順次、計画的に更新整備を行ってまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、野洲川揚水機場の特別高圧の受電につきましては、本日、予定しており、その後、各地区の用水管理運営委員さんにご協力をいただき、各機器やパイプラインの点検等を行いながら全地区へ試験送水を行ってまいりますので、どうかその点もよろしくお祈りいたします。

そうしたことで、本日の総代会は、令和7年度事業計画の変更並びに補正予算、令和8年度事業計画、予算、そして定款、規約の一部改正等の議案がございます。十分にご審議を賜



わりご決定いただきますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

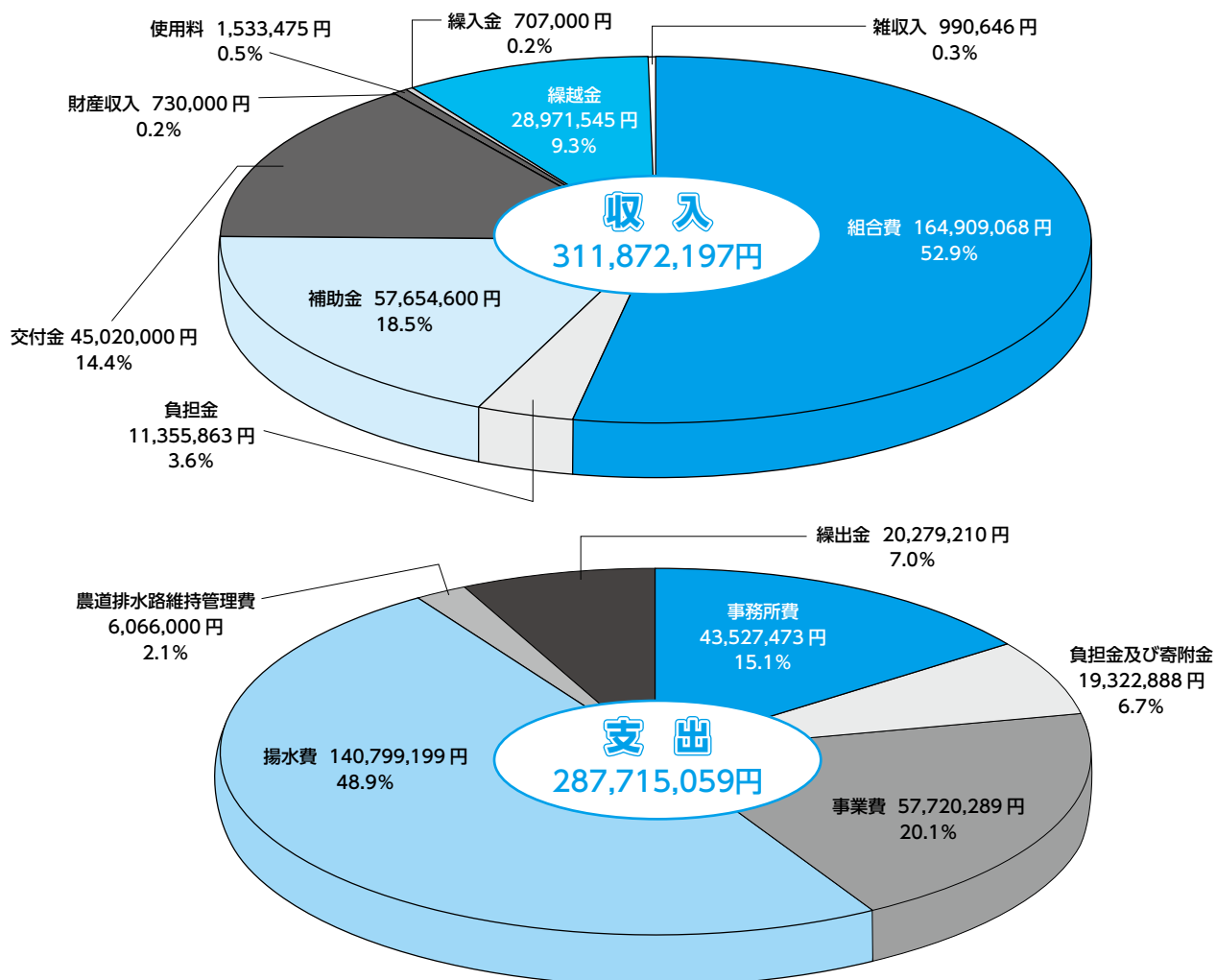
本日は大変お忙しいところお集りいただき、誠にありがとうございます。



令和6年度 一般会計収支決算の状況

収入合計 311,872,197円 支出合計 287,715,059円

差引残金 24,157,138円を翌年度へ繰越いたしました。



令和6年度 特別会計収支決算の状況

会計名	収入	支出	差引残高	令和5年度残高	増減
1. 職員退職給与基金積立金	40,521,093円	0円	40,521,093円	38,508,001円	2,013,092円
2. 農地転用決済金	383,749,536円	707,000円	383,042,536円	382,769,335円	273,201円
3. 基幹施設維持管理費積立金	516,550,617円	6,930,000円	509,620,617円	501,617,328円	8,003,289円
4. 基本財産積立金	46,958,708円	0円	46,958,708円	46,708,163円	250,545円
5. ほ場整備維持管理費積立金	38,251,730円	0円	38,251,730円	35,240,991円	3,010,739円

※令和6年度事業ならびに決算関係(P4～P7)は令和7年10月22日開催の臨時総代会にて承認いただきました。

令和7年度の決算状況は、8月の決算監査、9月の理事会、10月の臨時総代会での承認後の公表となりますので、次号(令和9年7月発行)の広報に掲載する予定です。

令和6年度貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	一般会計	特別会計合計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産	120,725,645	993,394,684	0	1,114,120,329
2 固定資産				
(1) 特定資産	891,957,202	0	0	891,957,202
(2) その他固定資産	105,140,968	26,036,180	0	131,177,148
固定資産合計	997,098,170	26,036,180	0	1,023,134,350
資産合計	1,117,823,815	1,019,430,864	0	2,137,254,679
II 負債の部				
1 流動負債	111,248,558	0	0	111,248,558
2 固定負債	0	40,423,169	0	40,423,169
負債合計	111,248,558	40,423,169	0	151,671,727
III 正味財産の部				
1 指定正味財産	709,219,407	0	0	709,219,407
2 一般正味財産	297,355,850	979,007,695	0	1,276,363,545
正味財産合計	1,006,575,257	979,007,695	0	1,985,582,952
負債及び正味財産合計	1,117,823,815	1,019,430,864	0	2,137,254,679

令和6年度正味財産増減計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	特別会計合計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
土地改良事業収入	175,053,231	0	0	175,053,231
転用決済金収入	0	398,770	0	398,770
附帯事業収入	1,555,215	0	0	1,555,215
特定資産利子収入	57,138	509,571	0	566,709
交付金・補助金等収入	107,838,313	0	0	107,838,313
固定資産受贈益	59,228,142	0	0	59,228,142
雑収入	21,340	5,525	0	26,865
他会計からの繰入金	707,000	19,783,000	0	20,490,000
経常収入計	344,460,379	20,696,866	0	365,157,245
(2) 経常支出				
土地改良事業費	301,396,129	7,637,000	0	309,033,129
一般管理費	45,895,334	2,685,544	0	48,580,878
土地改良事業負担金等	19,078,888	0	0	19,078,888
他会計繰出金	18,279,210	0	0	18,279,210
経常支出計	384,649,561	10,322,544	0	394,972,105
当期経常増減額	△ 40,189,182	10,374,322	0	△ 29,814,860
2 経常外増減の部				
土地売却益	321,888	0	0	321,888
過年度修正	185,764,451	0	0	185,764,451
経常外収入計	186,086,339	0	0	186,086,339
土地売却損失	228,000	0	0	228,000
不納欠損	86,410	0	0	86,410
過年度修正	2,511,670	0	0	2,511,670
経常外支出計	2,826,080	0	0	2,826,080
当期経常外増減額	183,260,259	0	0	183,260,259
当期一般正味財産増減額	143,071,077	10,374,322	0	153,445,399
一般正味財産期首残高	154,284,773	968,633,373	0	1,122,918,146
一般正味財産期末残高	297,355,850	979,007,695	0	1,276,363,545
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	154,721,364	0	0	154,721,364
所有土地改良施設受贈益	634,001,898	0	0	634,001,898
一般正味財産への振替額	△ 79,503,855	0	0	△ 79,503,855
当期指定正味財産増減額	709,219,407	0	0	709,219,407
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	709,219,407	0	0	709,219,407
III 正味財産期末残高	1,006,575,257	979,007,695	0	1,985,582,952

令和6年度財産目録（令和7年3月31日現在）

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
《資産の部》		《負債の部》	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	1,002,701,007	未払金	95,469,788
未収賦課金等	335,600	賞与引当金	2,759,470
前払金	51,300	前受金	1,547,300
その他未収金	110,320,603	適正化事業未払金	11,472,000
貯蔵品	711,819	流動負債合計	111,248,558
流動資産合計	1,114,120,329	【固定負債】	
【固定資産】		職員退職給付引当金	40,423,169
(特定資産)		固定負債合計	40,423,169
所有土地改良施設	883,292,135	負債合計	151,671,727
受託土地改良施設使用収益権	8,665,067	《正味財産の部》	1,985,582,952
(その他固定資産)			
建 物	100,150,096		
機械及び装置	200,756		
車両運搬具	350,654		
器具・備品等	593,031		
ソフトウェア	1		
適正化事業拠出金	3,609,000		
長期未納賦課金等	750,610		
(基本財産)			
基本財産有価証券	25,000,000		
一般正味財産対応分計	25,000,000		
(その他資産)			
出資金	523,000		
固定資産合計	1,023,134,350		
資産合計	2,137,254,679		

維 持 管 理 事 業

- ほ場整備事業で造成された土地改良施設
 県営野洲川Ⅰ期地区・野洲川Ⅱ期地区
 県営中主地区
 県営野洲地区
 県営南櫻地区
 団体営安治地区
 団体営中主北部地区
 団体営三上南地区
 団体営北桜地区
 団体営三上北地区
 団体営小堤地区
 団体営大篠原地区
 団体営篠原北部地区
- かんがい排水事業で造成された土地改良施設
 野洲川揚水機場・野洲川第2段揚水機場
 高木調整池及び分木工敷地 139箇所

 埋設用水管 33 km (口径φ1,500 mm～φ150 mm)
- 畑地帯開発整備事業で造成された土地改良施設
 県営野洲川地区 揚水機場 8箇所 他

令和6年度 事業完了

I 県営事業

(単位：千円)

事業名	工事名	事業量	事業費
農業水路等長寿命化・防災減災事業	守山幹線地区	守山幹線送水路更新整備	232,500
基幹水利施設保全型	野洲川下流主幹線地区	主幹線送水路測量試験費	50,001
農業水利施設保全合理化事業	今浜地区	今浜第2号幹線排水路整備	14,157

II 団体営事業

① かんがい排水事業

(単位：千円)

事業名	工事名	事業量	事業費
水利施設管理強化事業	多目的経費	二市より補助	34,108
土地改良施設維持管理適正化事業	野洲川揚水機場整流器更新工事	整流器の更新整備	9,100
	野洲川揚水機場電動機整備工事	4号電動機整備	7,030
	新庄揚水機場整備工事	深井戸水中ポンプ更新	2,170
	野洲川第2段揚水機場ポンプ等整備工事	渦巻ポンプ整備	5,890
	野洲幹線送水路補修工事	管内面更生	4,180
小計			62,478

② ほ場整備事業

(単位：千円)

事業名	工事名	事業量	事業費
農業水路等長寿命化事業	五之里第6-1号支線用水路整備(その2)工事	用水路更新 L=43m	2,500
土地改良施設維持管理適正化事業	中主地区水管橋更新(その1)工事	水管橋(φ200)更新	3,200
	中主地区水管橋更新(その2)工事	水管橋(φ300)更新	7,860
	南流新庄揚水機場整備工事	深井戸水中ポンプ更新	2,480
	守山地区水管橋更新工事	水管橋(φ400)更新	11,690
小計			27,730

③ 市補助事業(野州市)

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業量	事業費
三上排水路整備工事	排水路補修	一式	1,580
高木排水路整備(その1)工事	排水路補修	一式	1,199
長島排水路整備工事	排水路補修	一式	245
三上用水路整備工事	用水路整備	一式	484

令和8年度 事業計画

I 県営事業

事業名	工事名	事業量
農業水路等長寿命化・防災減災事業	守山幹線地区	守山幹線送水路φ1200mm更新整備
基幹水利施設保全型	野洲川下流主幹線地区	主幹線送水路更新 その1工事

II 団体営事業

① かんがい排水事業

事業名	業務名	事業量
水利施設管理強化事業	多目的経費等	二市より補助
農業水路等長寿命化・防災減災事業	野洲幹線送水路調査業務・構想計画策定業務	野洲幹線送水路φ1000mm調査
土地改良区機能強化支援事業	水土里ビジョン策定業務	策定業務一式
事業名	工事名	事業量
農業水路等長寿命化事業	新庄服部幹線送水路修理工事	幹線送水路補修 L=86m

② ほ場整備事業

事業名	工事名	事業量
土地改良施設維持管理適正化事業	中主地区水管橋更新(その1)工事	野田地先水管橋(φ200)更新
	中主地区水管橋更新(その2)工事	野田地先水管橋(φ300)更新
	中主地区水管橋更新(その3)工事	堤地先水管橋(φ200)更新
	北流工区排水路整備工事(畑地帯)	排水路整備 L=200m
	湖岸左岸揚水機場整備工事(畑地帯)	機器整備等 一式

③ 市補助事業

工事名	事業内容
守山地区補給水ポンプ整備工事	揚水機整備
高木排水路整備工事	排水路整備



新庄服部幹線送水路修理工事 該当箇所(R5漏水時)



中主地区水管橋更新(その2)工事 該当箇所

工事中は、周辺農地の方々にご迷惑をおかけすることがあります。

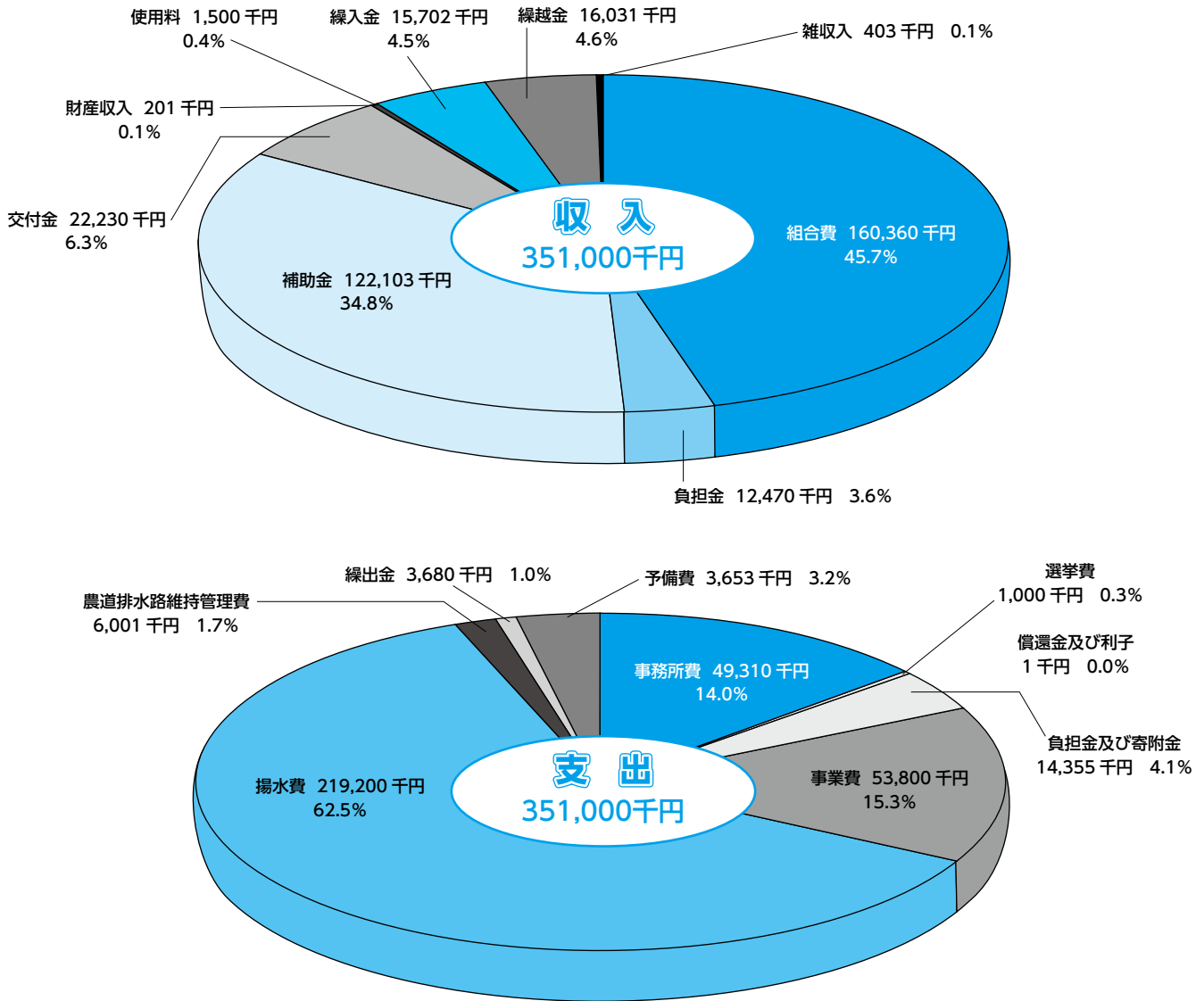
ご協力下さいますようお願い申し上げます。



令和8年度 一般会計収支予算の概要

収入合計 351,000千円

支出合計 351,000千円



令和8年度 特別会計予算の概要

会計名	収入	支出	差引残高
1. 職員退職給与基金積立金	46,600 千円	46,600 千円	0
2. 農地転用決済金	379,000 千円	379,000 千円	0
3. 基幹施設維持管理費積立金	514,000 千円	514,000 千円	0
4. 基本財産積立金	47,400 千円	47,400 千円	0
5. ほ場整備維持管理費積立金	41,800 千円	41,800 千円	0

令和8年度 組合費の賦課基準と納期について

(10アール当り)

第 1 期 (4月末日)	経常賦課金 事務所費割 (事務所経費、末端用水管修理費等) 100% ・ほ場整備事業 1,000 円 ・かんがい排水事業 1,500 円 ・畑地帯開発整備事業 2,500 円
第 2 期 (6月末日)	経常賦課金 揚水費割 (送水にかかる経費、電気代等) 50% (琵琶湖逆水) ・かんがい排水事業 3,800 円※
第 3 期 (9月末日)	特別賦課金 事業費割 (工事費並びに拠出金等) 100% ・ほ場整備事業 服 部 210 円 新 庄 210 円 今 浜 210 円 立 田 210 円 幸津川 210 円 水 保 210 円 小 浜 210 円 須 原 210 円 堤 210 円 下 堤 210 円 吉 川 210 円 喜合・菖蒲 210 円 比 江 210 円 乙 窪 210 円 小比江 210 円 北比江 210 円 西河原 210 円 吉 地 210 円 井 口 210 円 六 条 210 円 野 田 210 円 五 条 210 円 安 治 210 円 比留田 210 円 木 部 210 円 八 夫 210 円 虫 生 210 円 入 町 1,930 円 高 木 530 円 南 櫻 240 円 ・かんがい排水事業 600 円 ・畑地帯開発整備事業 970 円
第 4 期 (11月末日)	経常賦課金 揚水費割 50% (琵琶湖逆水) ・かんがい排水事業 3,800 円※ ・畑地帯開発整備事業 〈湖岸左岸〉 (幸津川、小浜) 2,780 円 〈湖岸右岸〉 (小浜) 3,390 円 〈北流吉川〉 (吉川) 4,690 円 〈北流小浜〉 (小浜) 4,320 円 〈北流幸津川〉 (服部、幸津川) 2,810 円 〈北流川田〉 (新庄、川田町川田、川田町喜多、川田町田中) 3,600 円 〈南流新庄〉 (新庄、立田、洲本、今浜、荒見、小島) 4,860 円 〈南流立田〉 (笠原、川辺、中) 4,860 円
第 5 期 (3月末日)	経常賦課金 揚水費割 ・畑地帯開発整備事業 精算 特別賦課金 事業費割 ・ほ場整備事業 精算 ・かんがい排水事業 600 円

※経常賦課金 揚水費割 (水代) について

近年の電気代の高騰や修理部材の値上げ等により、平成12年度当時の3,800円(10アール当り)に戻させていただきます。(昨年度比 100 円増額)

賦課金の納期限内完納にご協力をお願いします

- 口座振替による納付もできます。
希望される場合は、次の金融機関または当土地改良区で手続きをお願いします。
口座変更・解約をされた時も再度手続きが必要となりますのでご注意ください。
また、納期限前に必ず残高確認をお願いします。
○ レーク滋賀農業協同組合 ○ 滋賀銀行 ○ 滋賀中央信用金庫
- ※口座振替の領収書の発行をしておりませんのでよろしくお願ひいたします。
- 賦課金納付の滞納は、完納者に迷惑をかけることになります。
期限内に納付されない方には督促状の送付、電話によるお願いや訪問を行っています。
土地改良区の理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて滞納処分をすることができます。

賦課金に対するお問い合わせ・ご相談は、庶務会計課 TEL 077-589-8222 までお願いします。

准組合員制度の導入について

令和7年度に皆様にお願ひしました組合員・准組合員制度導入への加入申込書の提出ありがとうございました。おかげをもちまして組合員の98%以上の提出を預かっております。先日の第57回通常総代でも定款の変更が議決され、滋賀県知事の認可もいただきました。今後は令和9年度運用開始に向けて準備を進めて参ります。所有者の変更（相続・売買等）があった場合や耕作者の変更がありましたら事務所へお届けいただきたいと思います。

総代選挙について

総代の任期が令和9年2月6日で満了となります。それに伴い、12月末から1月初旬に総代選挙を予定しております。准組合員制度を導入するにあたり、組合員が減りますので、次期総代は、79名から57名に減数しております。（下記参照）

※野洲川下流土地改良区 総代選挙規程一部抜粋
(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うこととする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数		総代数
第1区	守山市	15	←	22
第2区	野洲市(旧中主町)	20	←	28
第3区	野洲市(旧野洲町)	22	←	29

このような場合には届出をお願いいたします

～農地転用について～

農地を農地以外に転用する場合や地目変更する場合は、地区除外申請が必要となり、農地転用決済金の納付によって土地台帳から削除されます。公共事業用地(道路・河川・公園等)として譲渡・寄附される場合も同様です。必ず届出を出してください。届出がないと、そのまま賦課されることになります。

国の補助を受けて実施する事業の受益地の転用は、制限される場合がありますのでご協力をお願いします。

令和8年度 地区除外決済金

決 済 金	ほ場整備事業	10a当り	(田)	42,700円 + α
	ほ場整備単独区域		(畑)	42,700円 + α
	かんがい排水区域	10a当り	(田)	142,700円 + α
	かんがい排水事業	10a当り		153,900円 + α
	畑地帯開発整備事業	10a当り		163,800円 + α

※+ α は、未収賦課金、特別徴収金(補助金返還)があった場合。

～組合員の変更について～

農地の売買・贈与・貸し借り・交換をした場合、組合員の死亡等により農地を相続した場合、農業者年金受給のため、経営移譲した場合、住所を変更した場合、組合員資格得喪通知書で届出をお願いします。届出がないとそのまま賦課されることになります。

注1) 農業委員会・法務局等公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届け出がなければ賦課台帳は変わりませんのでご注意ください。

注2) 農地の移動の際、その土地に未納賦課金等があった場合、新しく土地を取得、または借受けした方に権利・義務が継承されますので、手続きの際は未納賦課金の有無を事前に確認されますようお願いします。

※最終ページの様式をコピーしてご利用ください。

～土地改良施設の利用について～

土地改良区管理施設において、下記に該当する場合は届出が必要となります。

1. 宅地排水等の放流管を設置したいとき
2. 土地改良区管理施設(用水路・排水路等)を出入り口に利用されたいとき
3. 構造物等(ゴミ収集カゴ等)を土地改良区管理施設に設置されたいとき

～換地図・丈量図などの閲覧について～

ほ場整備されたときの図面、座標等の資料を要望される方は事前にホームページに載っている複写等閲覧申請書にご記入いただき、事前にメールかファックスで送っていただければ待ち時間を短縮できますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

また、ご自身の土地原簿、組合員登録情報等の確認の際も、個人情報保護の観点から申請書類、本人確認など確認事項を増やしておりますのでご協力をお願いします。

※各種届出は、当土地改良区に届出用紙がありますので必ずご提出下さい。
ホームページからもダウンロードできます。

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所

フリガナ

(組合員) 氏名

⑩

TSH 年 月 日生

(TEL - -)

新資格者 住所

フリガナ

(組合員) 氏名

⑩

TSH 年 月 日生 性別 男・女

(TEL - -)

野洲川下流土地改良区 理事長 安田 健一 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地 (欄が足りない場合は、別紙にて作成のこと)

市	(町)	字	地番	地目	用途	地積 m ²	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (死亡、売買、経営移譲等)

(2) 時期 平成・令和 年 月 日 (実際に権利移動があった日)

(組合費納付変更時期 令和 年度第 期より)

注 ・得喪理由が死亡の場合は、現資格者の押印は不要です。